

松江市告示第 370 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 4 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業所番号
一般社団法人しまね 発達発酵研究所 松江市嫁島町 10-28	カメの子第 5 教室 松江市春日町 171	令和 7 年 8 月 31 日	放課後等デイサ ービス 児童発達支援	3250100678